

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 4 9 年豊明市条例第 2 8 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第 6 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、<u> </u> 1 0 0 分の 1 7 2 . 5 <u> </u> を基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第 6 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 2 . 5 、 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 7 . 5</u> を基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和49年豊明市条例第28号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の175</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和 4 9 年豊明市条例第 2 9 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第 4 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、_____ 1 0 0 分の 1 7 2 . 5 _____を基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第 4 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 7 . 5</u>を基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和49年豊明市条例第29号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の175</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

豊明市職員の給与に関する条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 3 4 号）新旧対照表 （第 1 条関係）

現行	改正後（案）
（宿日直手当） 第 1 9 条 （略） 2 宿日直手当の額は、前項の勤務 1 回につき <u>4, 4 0 0 円</u> を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。 3 前項の規定にかかわらず、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して <u>2 2, 0 0 0 円</u> を超えない範囲内で市長が規則で定める月額 of 宿日直手当を支給する。 4 （略） （期末手当） 第 2 0 条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に _____ 1 0 0 分の 1 2 5 _____ を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」 とする。	（宿日直手当） 第 1 9 条 （略） 2 宿日直手当の額は、前項の勤務 1 回につき <u>4, 7 0 0 円</u> を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。 3 前項の規定にかかわらず、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して <u>2 3, 5 0 0 円</u> を超えない範囲内で市長が規則で定める月額 of 宿日直手当を支給する。 4 （略） （期末手当） 第 2 0 条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5、1 2 月に支給する場合には <u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」と、<u>「1 0 0 分の 1 2 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 2. 5」</u>とする。

4～6 (略)	4～6 (略)
(勤勉手当) 第21条 (略) 2 (略) (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の105_____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の50_____を乗じて得た額の総額	(勤勉手当) 第21条 (略) 2 (略) (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額
3～6 (略)	3～6 (略)

豊明市職員の給与に関する条例（昭和４７年豊明市条例第３４号）新旧対照表 （第２条関係）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第２０条 （略） ２ 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>６月に支給する場合には１００分の１２５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４） （略） ３ 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>１００分の１２５</u>」とあるのは「<u>１００分の７０</u>」と、「<u>１００分の１２７．５</u>」とあるのは「<u>１００分の７２．５</u>」とする。 ４～６ （略）	（期末手当） 第２０条 （略） ２ 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>１００分の１２６．２５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４） （略） ３ 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>１００分の１２６．２５</u>」とあるのは「<u>１００分の７１．２５</u>」とする。 ４～６ （略）
（勤勉手当） 第２１条 （略） ２ （略）	（勤勉手当） 第２１条 （略） ２ （略）

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在
(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡し
た日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当
の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額
に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給
する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年
前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給す
る場合には100分の50、12月に支給する場合には10
0分の52.5を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在
(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡し
た日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当
の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額
に100分の106.25
_____を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年
前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の5
1.25
_____を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 4 年豊明市条例第 2 9 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）																																				
（給与に関する特例） 第 7 条（略） <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>3 9 2, 0 0 0</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>4 4 0, 0 0 0</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>4 9 2, 0 0 0</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>5 5 5, 0 0 0</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>6 3 4, 0 0 0</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>7 4 0, 0 0 0</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>8 6 4, 0 0 0</u></td></tr></table> 2（略） 3（略） （給与条例の適用除外等） 第 9 条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項、第 2 0 条第 2 項及び第 2 1 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「第 1 0 条第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 4 年豊明市条例第 2 9 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第 2 項中「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第	号給	給料月額		円	1	<u>3 9 2, 0 0 0</u>	2	<u>4 4 0, 0 0 0</u>	3	<u>4 9 2, 0 0 0</u>	4	<u>5 5 5, 0 0 0</u>	5	<u>6 3 4, 0 0 0</u>	6	<u>7 4 0, 0 0 0</u>	7	<u>8 6 4, 0 0 0</u>	（給与に関する特例） 第 7 条（略） <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>4 0 5, 0 0 0</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>4 5 5, 0 0 0</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>5 0 8, 0 0 0</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>5 7 4, 0 0 0</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>6 5 5, 0 0 0</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>7 6 5, 0 0 0</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>8 9 3, 0 0 0</u></td></tr></table> 2（略） 3（略） （給与条例の適用除外等） 第 9 条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項、第 2 0 条第 2 項及び第 2 1 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「第 1 0 条第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 4 年豊明市条例第 2 9 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第 2 項中「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第	号給	給料月額		円	1	<u>4 0 5, 0 0 0</u>	2	<u>4 5 5, 0 0 0</u>	3	<u>5 0 8, 0 0 0</u>	4	<u>5 7 4, 0 0 0</u>	5	<u>6 5 5, 0 0 0</u>	6	<u>7 6 5, 0 0 0</u>	7	<u>8 9 3, 0 0 0</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>3 9 2, 0 0 0</u>																																				
2	<u>4 4 0, 0 0 0</u>																																				
3	<u>4 9 2, 0 0 0</u>																																				
4	<u>5 5 5, 0 0 0</u>																																				
5	<u>6 3 4, 0 0 0</u>																																				
6	<u>7 4 0, 0 0 0</u>																																				
7	<u>8 6 4, 0 0 0</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>4 0 5, 0 0 0</u>																																				
2	<u>4 5 5, 0 0 0</u>																																				
3	<u>5 0 8, 0 0 0</u>																																				
4	<u>5 7 4, 0 0 0</u>																																				
5	<u>6 5 5, 0 0 0</u>																																				
6	<u>7 6 5, 0 0 0</u>																																				
7	<u>8 9 3, 0 0 0</u>																																				

20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」
_____と、
給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「1
00分の87.5」
_____とする。

3 (略)

4 (略)

20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」
と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、
給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「1
00分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「10
0分の90」とする。

3 (略)

4 (略)

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年豊明市条例第２９号）新旧対照表（第２条関係）

現行	改正後（案）
（給与条例の適用除外等） 第９条 （略） ２ 特定任期付職員に対する給与条例第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１９条の２第１項中「第１０条第１項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年豊明市条例第２９号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第２項中「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「<u>１００分の１２５</u>」とあるのは「<u>１００分の９５</u>」と、「<u>１００分の１２７．５</u>」とあるのは「<u>１００分の９７．５</u>」と、給与条例第２１条第２項第１号中「<u>１００分の１０５</u>」とあるのは「<u>１００分の８７．５</u>」と、「<u>１００分の１０７．５</u>」とあるのは「<u>１００分の９０</u>」とする。 ３ （略） ４ （略）	（給与条例の適用除外等） 第９条 （略） ２ 特定任期付職員に対する給与条例第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１９条の２第１項中「第１０条第１項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年豊明市条例第２９号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第２項中「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「<u>１００分の１２６．２５</u>」とあるのは「<u>１００分の９６．２５</u>」と、給与条例第２１条第２項第１号中「<u>１００分の１０６．２５</u>」とあるのは「<u>１００分の８８．７５</u>」とする。 ３ （略） ４ （略）

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 5 年豊明市条例第 1 号）新旧対照表

現行	改正後
別表第 1 （第 2 条関係） 【別記 1 参照】 別表第 2 （第 3 条～第 1 0 条関係） 【別記 2 参照】	別表第 1 （第 2 条関係） 【別記 1 参照】 別表第 2 （第 3 条～第 1 0 条関係） 【別記 2 参照】

【別記 1】

現行

名称	区域
前後駅南地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画前後駅南地区計画の地区整備計画が定められた区域
中島地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画の中島地区計画の地区整備計画が定められた区域
新左山工業団地地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画新左山工業団地地区計画の地区整備計画が定められた区域
勅使台地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画勅使台地区計画の地区整備計画が定められた区域
ゆたか台中地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画ゆたか台中地区計画の地区整備計画が定められた区域
榎山地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画榎山地区計画の地区整備計画が定められた区域
阿野平地地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画阿野平地地区計画の地区整備計画が定められた区域
荒井地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画荒井地区計画の地区整備計画が定められた区域

柿ノ木工業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画柿ノ木工業団地地区計画の地区整備計画が定められた区域
寺池地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画寺池地区計画の地区整備計画が定められた区域
間米南部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画間米南部地区計画の地区整備計画が定められた区域

改正後（案）

名称	区域
前後駅南地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画前後駅南地区計画の地区整備計画が定められた区域
中島地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画中島地区計画の地区整備計画が定められた区域
新左山工業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画新左山工業団地地区計画の地区整備計画が定められた区域
勅使台地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画勅使台地区計画の地区整備計画が定められた区域
ゆたか台中地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画ゆたか台中地区計画の地区整備計画が定められた区域
榎山地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画榎山地区計画の地区整備計画

	が定められた区域
阿野平地地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画阿野平地地区計画の地区整備計画が定められた区域
荒井地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画荒井地区計画の地区整備計画が定められた区域
柿ノ木工業団地地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画柿ノ木工業団地地区計画の地区整備計画が定められた区域
寺池地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画寺池地区計画の地区整備計画が定められた区域
間米南部地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画間米南部地区計画の地区整備計画が定められた区域
健康医療福祉拠点地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画健康医療福祉拠点地区計画の地区整備計画が定められた区域

【別記 2】

現行

名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)
	計画地区 の区分	建築物の用途の制限	容積率の 最高限度	建蔽率の 最高限度	建築物の敷 地面積の最 低限度 (m	壁面の位置の制 限	建築物の高さ の最高限度 (m)	建築物の 形態又は 意匠の制	垣又はさくの 構造の制限

					²⁾		限	
前後駅南 地区整備 計画区域	A地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 専用住宅 (1戸建) (2) 工場 (パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの (法別表第2 (と) 項第3号 (2の2) 又は (4の4) に該当するものを除く。)) で、作業場の床面積の合計が50m ² 以下であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。) (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	—	—	130。 ただし、地域集会場はこの限りでない。	—	—	—
	B地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 工場 (パン屋、米屋、豆腐屋、						

		菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（法別表第2（と）項第3号（2の2）又は（4の4）に該当するものを除く。）で、作業場の床面積の合計が50m ² 以下であり、かつ、原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。）							
		(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場							
		(3) ホテル又は旅館							
		(4) 自動車教習場							
		(5) 床面積の合計が15m ² を超える畜舎							
	C地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗若しくは事務所が2階以上の部分にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300m ² を超えるもの							

中島地区 整備計画 区域	全域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500m ² 以上のもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習場 (5) 床面積の合計が15m ² を超える畜舎 (6) 法別表第2（ほ）項に掲げる建築物	—	—	130	—	—	—	—
新左山工 業団地地	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	—	—	1,000	道路からの後退距離にあつて	20	—	敷地境界線から2m未満

区整備計画区域		(1) 倉庫 (2) 工場（法別表第2（る）項第1号で定めるものを除く。） (3) 前2号の建築物に附属し、用途上不可分のもの（法別表第2（る）項第2号で定めるものを除く。）				は2 m、その他の境界線（隣地が当該地区整備計画区域内である場合の敷地境界線からの後退距離は緩衝緑地として1 m）からの後退距離にあつては5 m		の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンスその他の透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあつては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6 m以下のものに限る。）としなければならない。	
	B地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（法別表第2（る）項第1号で定めるものを除く。） (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの（法別表第2（る）項第2号で定めるものを除く。）							
勅使台地区整備計画区域	一戸建専用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、公園その他これに類するものにおいて公共の用に供される建築物は除く。 (1) 一戸建専用住宅	10／10	—	200	1 m。ただし、住宅部分と別棟とした附属建築物で、軒の高さが2.3 m以下でか	(1) 建築物の高さにあつては10 m (2) 建築	—	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に

	(2) 前号に附属する物置又は自動車車庫				つ その面積が10㎡以下のもの及び自動車車庫はこの限りでない。	物の軒の高さにあっては7m	類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1mまでの門柱及びその内壁にあってはこの限りでない。
一戸建兼用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建店舗（建築基準法施行令第130条の5の2で定める用途に供するものに限る。）兼用住宅 (3) 前2号に附属する物置又は自動車車庫	15／10				(3) 建築物の各部分の高さにあっては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの	
店舗用地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	—		300	1m。ただし、附属建築物で、軒の	(1) 建築物の高さに	

		(1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業の用に供するものを除く。） (3) 前2号の附属建築物 (4) 第1号又は第2号の建築物で住宅の用途を兼ねる物（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものを除く。）				高さが2.3m以下でかつその面積が20m²以下のもの及び自動車車庫はこの限りでない。	あつては10m (2) 建築物の各部分の高さにあつては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの		
ゆたか台中地区整備計画区	A地区 B地区	—	15 / 10 —	—	—	隣地境界線からの後退距離にあつては0.5	20	—	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄

域						m、道路（幅員が16m以上のものは除く。）境界線からの後退距離にあつては1mとする。ただし、附属建築物である自動車車庫はこの限りでない。			さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1mまでの門柱及びその内壁にあつてはこの限りでない。
榎山地区 整備計画 区域	全域	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建住宅	10/10	—	200	(1) 道路境界線からの後退距離は1m以	(1) 建築物の軒の高さは7mを	—	(1) 垣又はさくの構造は、生け垣又

		(2) 一戸建兼用住宅で、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、学習塾、華道教室、茶道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50m²を超えるものを除く。） (3) 集会所 (4) 前3号の建築物に附属するものの			上とする。ただし、道路隅切り部については、それぞれの道路境界を延長した線をみなし境界線とする。 (2) 隣地境界線からの後退距離は0.75m以上とする。 (3) 次の建築物等は前2号を適用しない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが3m以下の部分	超えてはならない。 (2) 建築物の高さは10mを超えてはならない。 (3) 建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じたものに5mを加えたものを超えてはならない。	はフェンスとし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、片袖の長さが2m以下であり、かつ、高さが1.5m以下の門柱にあつてはこの限りでない。 （公共施設は除く。） (2) フェンスを設置するとき、敷地の地盤面からの高さ
--	--	---	--	--	--	---	--

						イ 自動車庫で軒の高さが3 m以下のもの ウ 玄関ポーチ エ 幅2.5 m以下の出窓			を1.2 m以下とし、かつ、基礎の高さを0.6 m以下とし、通風性があるものとする。 (公共施設は除く。)
阿野平地 地区整備 計画区域	全域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場	—	—	150	(1) 道路境界線からの後退距離は1 m以上とする。 (2) 隣地境界線からの後退距離は0.5 m以上とする。 (3) 次の建築物又は建築物の部分については前2号を	—	—	(1) 道路境界線から1 m未満の距離に設置する垣又はさくの構造は、生 <u>け</u> 垣あるいは通風性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等こ

						適用しない。 ア 外壁又は これに代わ る柱の中心 線の長さの 合計が3 m 以下の部分 イ 物置、車庫 その他これ らに類する 用途に供し、 軒の高さが 3 m以下で、 かつ 後退 距離の限度 に満たない 部分の床面 積の合計が 10 m ² 以下 の建築物			れらに類す るものは設 置してはな らない。ただ し、フェンス 等の基礎で ブロック等 これに類す るものの高 さが0.6 m 以下のもの、 又は片袖の 長さが2.1 m以下の門 柱にあって はこの限り でない。
荒井地区	全域	次に掲げる建築物は、建築してはな	—	—	—	—	—	—	—

整備計画 区域		らない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 畜舎 (4) 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² を超えるもの									
柿ノ木工 業団地地 区整備計 画区域	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、	15 / 1	6 / 10	2,000	後退距離は、次	—	—	垣又はさく		
	B地区	建築してはならない。	0			の各号に掲げる	15			は、生垣又は透	
	C地区	(1) 製造業（日本標準産業分類に				とおりとす。た	—				視性のあるフ
	D地区	掲げる大分類E—製造業に属するも	20 / 1			だし、守衛所、自					
	のに限る。）を営む工場、当該工場	0	転車置場その他		を有する場合						
	に関連する研究開発施設又は産学連		これらに類する			にあっては、敷					
	携を活かした健康長寿分野に関する		用途に供し、軒の				地地盤面から				
	研究開発施設。ただし、次に掲げる		高さが3m以下					の高さが0.6			
	ものを除く。		で、かつ 後退距		mまでの基礎						
	ア 法別表第2（ぬ）項第3号8の		離の限度に満た			に限る。）とし					
	3、13及び13の2に掲げるも		ない部分の床面				なければなら				

		の イ 法別表第2（る）項第1号及び第2号に掲げるもの ウ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定するものをいう。）の収集、運搬又は処分の用に供するもの （2） 前号に掲げる建築物に附属するもの			積が15m²以下である建築物等を除く。 （1） 道路1号、3号、4号、6号に接する道路の境界線においては、2m以上とする。 （2） 緑地1号、2号、3号、6号、7号、8号に接する道路又は地区計画区域の境界線においては、15m以上とする。 （3） 緑地4号に接する地区計画区域の境		ない。
--	--	---	--	--	--	--	------------

					界線においては、地区整備計画の計画図に示す緑地 4 号の幅員以上とする。 (4) 緑地 5 号に接する地区計画区域の境界線においては、地区整備計画の計画図に示す緑地 5 号の幅員以上とする。 (5) 調整池 1 号の境界線の西側においては、17m 以上とする。 (6) 調整池 2			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

						号の境界線において、5 m 以上とする。 (7) その他の道路又は水路の境界線においては、5 m 以上とする。			
寺池地区	A地区	—	—	—	1 6 0	道路境界線か	—	—	垣又はさく
整備計画 区域	B地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 畜舎 (4) 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が3, 0 0 0 m²を超えるもの				らの建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を1 m 以上とする。ただし、以下についてはこの限りではない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3			は、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンスの基礎であるブロックその他これに類するもので高さが

						m以下の建築物又は建築物の部分 イ 物置、車庫その他これ__に類する用途に供し、軒の高さが3 m以下で、かつ 後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10 m ² 以内の建築物			0.6 m以下のもの、又は片袖の長さが2.1 mまでの門柱及びその内壁にあつてはこの限りではない。
間米南部	A地区	—	—	—	160	道路境界線か	—	—	垣又はさく
地区整備 計画区域	B地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティング練習場その他これらに類するもの (2) ホテル又は旅館				らの建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を1 m以上とする。ただし、以下について			は、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはな

	(3) 集荷場等 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50m²以内であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。） (7) 自動車修理工場 (8) 危険物の処理・貯蔵施設			はこの限りではない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分 イ 物置、車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが3m以下で、かつ 後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10m²以下の建築物		らない。ただし、フェンスの基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1mまでの門柱及びその内壁にあってはこの限りではない。
C地区	—			—		—

改正後（案）

名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	<u>(ケ)</u>	<u>(コ)</u>
	計画地区 の区分	建築物の用途の制限	容積率の 最高限度	建蔽率の 最高限度	建築物の敷 地面積の最 低限度（m ² ）	壁面の位置の制 限	建築物の高 さの最高限 度（m）	建築物 の形態 又は意 匠の制 限	建築物の緑化 率の最低限度	垣又はさくの 構造の制限
前後駅南 地区整備 計画区域	A地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 （１） 専用住宅（一戸建） （２） 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（法別表第２（と）項第３号（２の２）又は（４の４）に該当するものを除く。）で、作業場の床面積の合計が５０m ² 以下であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が０．７５キロワット以下のものを除く。）	—	—	１３０。 ただし、地域 集会場はこ の限りでな い。	—	—	—	—	—

		(4) 自動車教習場 (5) 床面積の合計が15m ² を超える畜舎								
	C地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗若しくは事務所が2階以上の部分にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300m ² を超えるもの								
中島地区 整備計画 区域	全域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500m ² 以上のもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及	—	—	130	—	—	—	—	—

		びバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習場 (5) 床面積の合計が15m ² を超える畜舎 (6) 法別表第2(ほ)項に掲げる建築物								
新左山工業団地地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 倉庫 (2) 工場(法別表第2(る)項第1号で定めるものを除く。) (3) 前2号の建築物に附属し、用途上不可分のもの(法別表第2(る)項第2号で定めるものを除く。)	—	—	1,000	道路からの後退距離にあつては2m、その他の境界線(隣地が当該地区整備計画区域内である場合の敷地境界線からの後退距離は緩衝緑地として1m)からの後退距離にあつては5m	20	—	—	敷地境界線から2m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンスその他の透視性のある鉄さく等(基礎を有する場合にあつては、基礎の高さ(敷地地盤面からの高さをいう。))
	B地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場(法別表第2(る)項第1号で定めるものを除く。) (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの(法別表第2(る)								

		項第2号で定めるものを除く。)								が0.6m以下のものに限る。)としなければならない。
勅使台地区整備計画区域	一戸建専用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、公園その他これに類するものにおいて公共の用に供される建築物は除く。 (1) 一戸建専用住宅 (2) 前号に附属する物置又は自動車車庫	10/10	—	200	1m。ただし、住宅部分と別棟とした附属建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、その面積が10m ² 以下のもの及び自動車車庫はこの限りでない。	(1) 建築物の高さにあっては10m (2) 建築物の軒の高さにあっては7m (3) 建築物の各部分の高さにあっては、当該部分から前面道路の	—	二	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は
	一戸建兼用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建店舗（建築基準法施行令第130条の5の2で定める用途に供するものに限る。）兼用住宅 (3) 前2号に附属する物置又は自動車車庫	15/10							

						反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの		片袖の長さが2.1mまでの門柱及びその内壁にあつてはこの限りでない。
	店舗用地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、— 建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業の用に供するものを除く。） (3) 前2号の附属建築物		300	1m。ただし、附属建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、その面積が20m ² 以下のもの及び自動車庫はこの限りでない。	(1) 建築物の高さにあつては10m (2) 建築物の各部分の高さにあつては、当該部		

		(4) 第1号又は第2号の建築物で住宅の用途を兼ねる <u>もの</u> (延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものを除く。)					分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの			
ゆたか台中地区整備計画区域	A地区	—	15 / 10	—	—	隣地境界線からの後退距離にあっては0.5m、道路(幅員が16m以上のものは除く。)境界線からの後退距	20	—	—	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置
	B地区	—	—							

						離にあつては1 mとする。ただ し、附属建築物で ある自動車車庫 はこの限りでな い。				してはならな い。ただし、 フェンス等の 基礎であるブ ロックその他 これに類する もので高さが 0.6 m以下 のもの、又は 片袖の長さが 2.1 mまで の門柱及びそ の内壁にあつ てはこの限り でない。
榎山地区 整備計画 区域	全域	次に掲げる建築物以外の建築物は、 建築してはならない。 (1) 一戸建住宅 (2) 一戸建兼用住宅で、延べ床面 積の2分の1以上を居住の用に供 し、かつ、学習塾、華道教室、茶道	10 / 1 0	—	200	(1) 道路境界 線からの後退 距離は1 m以 上とする。ただ し、道路隅切り 部については、	(1) 建築 物の軒の 高さは7 mを超え てはなら ない。	—	二	(1) 垣又 はさくの構 造は、生— 垣又はフェ ンスとし、 ブロック塀

		教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50m²を超えるものを除く。） (3) 集会所 (4) 前3号の建築物に附属するもの			それぞれの道路境界を延長した線をみなし境界線とする。 (2) 隣地境界線からの後退距離は0.75m以上とする。 (3) 次の建築物等は前2号を適用しない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが3m以下の部分 イ 自動車庫で軒の高さが3m以	(2) 建築物の高さは10mを超えてはならない。 (3) 建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じたものに5mを加えたものを超えては		等に類するものは設置してはならない。ただし、片袖の長さが2m以下であり、かつ、高さが1.5m以下の門柱にあつてはこの限りでない。 (公共施設は除く。) (2) フェンスを設置するときは、敷地の地盤面からの高さを
--	--	--	--	--	---	---	--	--

						下のもの ウ 玄関ポー チ エ 幅 2.5 m 以下の出窓	ならない。			1. 2 m以 下とし、か つ、基礎の 高さを 0. 6 m以下と し、通風性 があるもの とする。(公 共施設は除 く。)
阿野平地 地区整備 計画区域	全域	次に掲げる建築物は、建築してはな らない。 (1) 法別表第 2 (は) 項に掲げる 建築物以外の建築物 (2) 神社、寺院、教会その他これ らに類するもの (3) 公衆浴場	—	—	1 5 0	(1) 道路境界 線からの後退 距離は 1 m以 上とする。 (2) 隣地境界 線からの後退 距離は 0.5 m 以上とする。 (3) 次の建築 物又は建築物 の部分につい	—	—	—	(1) 道路 境界線から 1 m未満の 距離に設置 する垣又は さくの構造 は、生__垣 あるいは通 風性のある フェンス、 鉄さく等と

						ては前2号を適用しない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下の部分 イ 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3 m以下で、<u>かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10 m²以下の建築物</u>				し、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6 m以下のもの、又は片袖の長さが2.1 m以下の門柱にあってはこの限りでない。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

荒井地区 整備計画 区域	全域	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 畜舎 (4) 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² を超えるもの	—	—	—	—	—	—	—
柿ノ木工業団地 地区整備計画 区域	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	15/1	6/10	2,000	後退距離は、次の各号に掲げる	—	—	—
	B地区		0			とおりとす。ただし、守衛所、自転車置き場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3m以下で、かつ、後退距離の限度に満た	15		
	C地区	(1) 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。）を営む工場、当該工場に関連する研究開発施設又は産学連携を活かした健康長寿分野に関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。	20/1				—		
	D地区	ア 法別表第2（ぬ）項第3号8の	0						
									垣又はさくは、生垣又は透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.6mまでの基礎に

		3、13及び13の2に掲げるもの イ 法別表第2（る）項第1号及び第2号に掲げるもの ウ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定するものをいう。）の収集、運搬又は処分の用に供するもの （2） 前号に掲げる建築物に附属するもの			ない部分の床面積が15m²以下である建築物等を除く。 （1） 道路1号、3号、4号、6号に接する道路の境界線においては、2m以上とする。 （2） 緑地1号、2号、3号、6号、7号、8号に接する道路又は地区計画区域の境界線においては、15m以上とする。 （3） 緑地4号に接する地区			限る。）としなければならない。
--	--	--	--	--	---	--	--	------------------------

						計画区域の境界線においては、地区整備計画の計画図に示す緑地 4 号の幅員以上とする。 (4) 緑地 5 号に接する地区計画区域の境界線においては、地区整備計画の計画図に示す緑地 5 号の幅員以上とする。 (5) 調整池 1 号の境界線の西側においては、17 m 以上とする。					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

						(6) 調整池 2 号の境界線においては、5 m 以上とする。 (7) その他の道路又は水路の境界線においては、5 m 以上とする。				
寺池地区 整備計画 区域	A 地区	—	—	—	1 6 0	道路境界線からの建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面までの距離を 1 m 以上とする。ただし、以下についてはこの限りで—	—	—	—	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンスの基礎であるブロックその他こ
	B 地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 畜舎 (4) 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が 3, 0 0 0 m²を超えるもの				ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長				

						さの合計が 3 m以下の建築 物又は建築物 の部分 イ 物置、車庫そ の他これらに 類する用途に 供し、軒の高さ が 3 m以下で、 <u>かつ</u> 、後退距離 の限度に満た ない部分の床 面積の合計が 1 0 m ² 以内の 建築物				れに類するも ので高さが 0. 6 m以下 のもの、又は 片袖の長さが 2. 1 mまで の門柱及びそ の内壁にあっ てはこの限り で <u>ない</u> 。
間米南部	A 地区	—	—	—	1 6 0	道路境界線か	—	—	—	垣又はさく
地区整備 計画区域	B 地区	次に掲げる建築物は、建築してはな らない。 (1) ボーリング場、スケート場、 水泳場、バッティング練習場その他 これらに類するもの				らの建築物の外 壁又はこれに代 わる柱の面まで の距離を 1 m以 上とする。ただ				は、生垣ある いはフェン ス、鉄さく等 とし、ブロッ ク塀等に類す

		(2) ホテル又は旅館 (3) 集荷場等 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50m ² 以内であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。） (7) 自動車修理工場 (8) 危険物の処理・貯蔵施設			し、以下についてはこの限りでない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分 イ 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10m ² 以内の建築物			るものは設置してはならない。ただし、フェンスの基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1mまでの門柱及びその内壁にあってはこの限りでない。
--	--	---	--	--	---	--	--	---

	C地区	—							
健康医療	防災拠点	次に掲げる建築物以外の建築物は、		500				100分の	
福祉拠点	地区	建築してはならない。						3.0	
地区整備		(1) 事務所							
計画区域		(2) 学校、図書館その他これらに							
		類するもの							
		(3) 倉庫（倉庫業を営む倉庫を除く。）							
		(4) 回転翼航空機の格納庫							
		(5) 工場（回転翼航空機の修理工場に限る。）							
		(6) 自動車車庫又は自転車駐車場							
		(7) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの							
		(8) 蓄電所（自家用に限る。）							
		(9) 変電所（自家用に限る。）							
		(10) 工場（自家用かつ液化ガスの貯蔵及び圧縮ガスの製造又は処理を行う工場に限る。）							
		(11) 前各号に附属する施設							
健康医療		次に掲げる建築物以外の建築物は、							

	福祉地区	建築してはならない。							
		(1) 学校、図書館その他これらに類するもの							
		(2) 病院							
		(3) 事務所							
		(4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの							
		(5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの							
		(6) 診療所							
		(7) 集会場							
		(8) ホテル又は旅館（前各号の施設利用に供する者が利用することを主たる目的とするもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以下のものに限る。）							
		(9) 飲食店又は物品販売業を営む店舗（当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以下のものに限る。）							
		(10) 自動車車庫又は自転車駐車							

		場							
		(11) 自動車修理工場(病院緊急 車両に関するものに限る。)							
		(12) 前各号に附属する施設							
	居住地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、 建築してはならない。		160		10			
		(1) 住宅							
		(2) 法別表第2(イ)項第2号に 掲げるもの							
		(3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿							
		(4) 集会所							
		(5) 前各号に附属する施設							

豊明市消防団条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 8 1 号）新旧対照表

現行	改正後
<u>（定員）</u> 第 4 条 団員の<u>定員</u>は、1 8 1 人とする。	<u>（種類及び定員）</u> 第 4 条 団員の<u>種類</u>は、基本団員及び機能別団員とする。 <u>2 基本団員は、機能別団員以外の団員とし、その定員は 1 8 1 人とする。</u> <u>3 機能別団員は、市長が定める特定の消防事務を処理する団員とし、その定員は 3 0 人とする。</u> <u>4 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 4 6 号。以下「政令」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する条例定員は、前 2 項の定員を合計した定員とする。</u> <u>5 政令第 4 条第 3 項に規定する条例定員は、第 2 項の定員とする。</u>